新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 58 号
平成28年７月29日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則
55　新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則（産業政策課）
56　新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則（港湾振興課）
告　　示
831　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
832　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
833　農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
834　肥料の登録の失効（農産園芸課）
835　保安林の指定解除予定（治山課）
836　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
837　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
838　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
839　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
840　国土調査の成果認証（農村環境課）
841　基本測量の実施通知（監理課）
842　公共測量の実施通知（監理課）
843　道路の区域変更（道路管理課）
844　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
845　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
公　　告
特定調達契約の落札者等（情報政策課）
大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
公聴会の開催（下水道課）
病院局公告
一般競争入札の実施（病院局総務課）
選挙管理委員会規程
9　公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
教育委員会規則
10　新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
公安委員会告示
85　警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

規　　則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第55号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後

附　則

１～５　（略）

６　附則第４項に規定する貸付けに係る利率は、第３条第１項及び第３項の規定にかかわらず、年0.5パーセントとする。

別表第１（第３条、第10条関係）

番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	（略）	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第２条第１項に規定する中小企業者及び同条第５項に規定する組合等	（略）	0.5パーセント	（略）		

改　正　前

附　則

１～５　（略）

６　附則第４項に規定する貸付けに係る利率は、第３条第１項及び第３項の規定にかかわらず、年0.65パーセントとする。

別表第１（第３条、第10条関係）

番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	（略）	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第９条第１項に規定する中小企業者等	（略）	0.65パーセント	（略）		

1の2	（略）	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業等経営強化法第10条第１項に規定する中小企業者	（略）		
2	（略）			0.5パーセント	（略）
2の2	（略）	総合効率化計画認定グループ事業を行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第２条第16号に規定する中小企業者	（略）	0.5パーセント	（略）
3	（略）	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等（組合員又は所属員をいう。以下同じ。）	（略）	0.5パーセント	（略）

1の2	（略）	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業新事業活動促進法第11条第１項に規定する中小企業者	（略）		
2	（略）			0.65パーセント	（略）
2の2	（略）	総合効率化計画認定グループ事業を行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第２条第11号に規定する中小企業者	（略）	0.65パーセント	（略）
3	（略）	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等（組合員又は所属員をいう。以下同じ。）	（略）	0.65パーセント	（略）

		である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、協業組合、合併会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第３条第１項第２号ハに規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。）又は出資会社（同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。）			
（略）					
5	（略）	共同施設事業を行う政令第３条第１項第２号イに規定する特定中小企業団体（以下「特定中小企業団体」という。）若しくはその組合員等で	（略）	0.5パーセント	（略）

		である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、協業組合、合併会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第２条第１項第２号ハに規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。）又は出資会社（同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。）			
（略）					
5	（略）	共同施設事業を行う政令第２条第１項第２号イに規定する特定中小企業団体（以下「特定中小企業団体」という。）若しくはその組合員等で	（略）	0.65パーセント	（略）

		ある特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、企業組合又は協業組合			
（略）					
7	（略）			0.5 パーセント	（略）
8	（略）			0.5 パーセント	（略）
9	（略）			0.5 パーセント	（略）
10	（略）			0.5 パーセント	（略）
11	（略）	地域産業創造基盤整備事業を行う政令第３条第２項第１号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。）、同号に規定する一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）、同号に規定する商工会等（以下「商工会	（略）		

		ある特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、企業組合又は協業組合			
（略）					
7	（略）			0.65パーセント	（略）
8	（略）			0.65パーセント	（略）
9	（略）			0.65パーセント	（略）
10	（略）			0.65パーセント	（略）
11	（略）	地域産業創造基盤整備事業を行う政令第２条第２項第１号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。）、同号に規定する一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）、同号に規定する商工会等（以下「商工会	（略）		

		等」という。）又は市町村	
（略）			
13	（略）	0.5 パーセント	（略）
14	（略）	0.5 パーセント	（略）

備考　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経営革新計画承認グループ事業　政令第３条第１項第１号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(1)の２　異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業　政令第３条第１項第１号イに掲げる事業のうち、省令第26条第２項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2) 下請振興事業計画承認グループ事業　政令第３条第１項第１号ロに掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2)の２　総合効率化計画認定グループ事業　政令第３条第１項第１号ハに掲げる事業のうち、省令第27条の２の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(3) 施設集約化事業　政令第３条第１項第２号イからニまでに掲げる事業のうち、省令第28条第１項第１号イ、第29条第１項第１号イ及び第30条第１項第１号の基準に適合し、かつ、同条第２項の要件に該当するもの、省令第31条第１項第１号の基準に適合し、かつ、同条第２項第１号イの要件に該当するもの又は同条第１項第２号の基準に適合し、かつ、同条第４項の要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

(4)　（略）

(5) 共同施設事業　政令第３条第１項第２号イ又はロに掲げる事業のうち、

		等」という。）又は市町村	
（略）			
13	（略）	0.65パーセント	（略）
14	（略）	0.65パーセント	（略）

備考　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経営革新計画承認グループ事業　政令第２条第１項第１号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(1)の２　異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業　政令第２条第１項第１号イに掲げる事業のうち、省令第26条第２項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2) 下請振興事業計画承認グループ事業　政令第２条第１項第１号ロに掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2)の２　総合効率化計画認定グループ事業　政令第２条第１項第１号ハに掲げる事業のうち、省令第27条の２の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(3) 施設集約化事業　政令第２条第１項第２号イからニまでに掲げる事業のうち、省令第28条第１項第１号イ、第29条第１項第１号イ及び第30条第１項第１号の基準に適合し、かつ、同条第２項の要件に該当するもの、省令第31条第１項第１号の基準に適合し、かつ、同条第２項第１号イの要件に該当するもの又は同条第１項第２号の基準に適合し、かつ、同条第４項の要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

(4)　（略）

(5) 共同施設事業　政令第２条第１項第２号イ又はロに掲げる事業のうち、

省令第28条第１項第１号ハ又は第29条第１項第１号ロの要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(6)　（略）

(7) 設備リース事業　政令第３条第１項第２号イに掲げる事業のうち、省令第28条第１項第１号ハの要件に該当し、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。）であつて知事が別に定める基準に適合するもの

(8) 企業合同事業　政令第３条第１項第２号ハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第１項第２号から第６号まで、第31条第１項第４号から第８号まで、第32条及び第33条の要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(9) 集団化事業　政令第３条第１項第３号に掲げる事業のうち、省令第34条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(10)　集積区域整備事業　政令第３条第１項第４号に掲げる事業のうち、省令第35条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(11)　地域産業創造基盤整備事業　政令第３条第２項第１号に掲げる事業のうち、省令第36条第１号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(12)　商店街整備等支援事業　政令第３条第２項第２号に掲げる事業のうち、省令第37条第１号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14)　（略）

別表第３（第３条関係）

省令第28条第１項第１号ハ又は第29条第１項第１号ロの要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(6)　（略）

(7) 設備リース事業　政令第２条第１項第２号イに掲げる事業のうち、省令第28条第１項第１号ハの要件に該当し、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。）であつて知事が別に定める基準に適合するもの

(8) 企業合同事業　政令第２条第１項第２号ハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第１項第２号から第６号まで、第31条第１項第４号から第８号まで、第32条及び第33条の要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(9) 集団化事業　政令第２条第１項第３号に掲げる事業のうち、省令第34条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(10)　集積区域整備事業　政令第２条第１項第４号に掲げる事業のうち、省令第35条第１項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(11)　地域産業創造基盤整備事業　政令第２条第２項第１号に掲げる事業のうち、省令第36条第１号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(12)　商店街整備等支援事業　政令第２条第２項第２号に掲げる事業のうち、省令第37条第１号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14)　（略）

別表第３（第３条関係）

番号	要　　件
（略）	
17	別表第１備考第１号又は第３号から第９号までに掲げる事業のうち中小企業等経営強化法第９条第２項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
（略）	
19	別表第１備考第３号、第５号、第９号又は第10号に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
（略）	

番号	要　　件
（略）	
17	別表第１備考第１号又は第３号から第９号までに掲げる事業のうち中小企業新事業活動促進法第10条第２項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
（略）	
19	別表第１備考第３号、第５号、第９号又は第10号に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第４条第１項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
（略）	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正（２の２の項貸付対象者の欄の改正に限る。）は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第56号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後

別表第４（第123条関係）

行政財産の使用料

区分	使用の種類		単位	使用料（単位　円）
土地	（略）			
	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	（略）	79
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		210
		外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの		520
		外径が１メートル以上のもの		1,000
	その他のもの（使用面積が５平方メートル未満のものに限る。）		（略）	1,700
（略）				

備考　（略）

改　正　前

別表第４（第123条関係）

行政財産の使用料

区分	使用の種類		単位	使用料（単位　円）
土地	（略）			
	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	（略）	92
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		120
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		250
		外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの		620
		外径が１メートル以上のもの		1,200
	その他のもの（使用面積が５平方メートル未満のものに限る。）		（略）	2,100
（略）				

備考　（略）

附　則

この規則は、平成28年８月１日から施行する。

告　　示

◎新潟県告示第831号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

名　称	所　在　地	担当する医療の種　　類	指定年月日
ウエルシア薬局 長岡宮関店	長岡市宮関３－１－３	育成医療・更生医療	平成28年８月１日
ウエルシア薬局 三条新保店	三条市新保三百刈147－１	育成医療・更生医療	平成28年８月１日

◎新潟県告示第832号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

名　称	住　所	担当する医療の種　　類	廃止年月日
中央薬局　西長岡店	長岡市鉄工町 １丁目１番41号	育成医療・更生医療	平成28年６月30日

◎新潟県告示第833号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	１者	上三光東城184番　0.02ha
阿賀野市	１者	熊堂野地田459番　0.2ha
胎内市	26者	城塚船戸川﨑627番１ほか712筆　71.3ha
聖籠町	７者	上大谷内向坪124番ほか43筆　3.5ha
新潟市	３者	江南区横越上郷1975番１ほか204筆　22.4ha
長岡市	１者	長呂松ノ木野608番１ほか４筆　0.1ha
出雲崎町	２者	稲川滝ケ入2677番２ほか119筆　2.7ha
十日町市	１者	馬場甲667番ほか４筆　0.1ha
上越市	４者	三和区塔ノ輪876番ほか35筆　4.1ha
妙高市	２者	坂口新田谷内274番１ほか11筆　0.8ha
糸魚川市	６者	谷根大滝3900番ほか131筆　11.4ha

佐渡市	２者	真光寺773番１ほか12筆　1.1ha
合　計	56者	1,287筆　117.6ha

２　認可年月日
　平成28年７月28日

◎新潟県告示第834号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

登録番号	新潟県生第416号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	ささかみ有機
保証成分量	窒素全量　3.7パーセント りん酸全量　3.2パーセント 加里全量　2.5パーセント
生産者の名称及び住所	ロイヤルインダストリーズ株式会社 東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
失効年月日	平成28年７月14日

◎新潟県告示第835号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　解除予定保安林の所在場所
　新潟県村上市門前字川原1397（国有林。次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的
　水源のかん養

３　解除の理由
　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年７月29日

新潟県長岡地域振興局長

１　就任

理事	長岡市寺泊竹森2490番地	宮　田　康　男 （理事長）
〃	〃　寺泊木島203番地４	菅　沼　敏　則
〃	〃　寺泊当新田1674番地	佐　藤　　潔
〃	〃　両高1462番地	小　林　　博
〃	〃　寺泊鰐口102番地	早　川　正　志
〃	〃　寺泊本山698番地１	和　田　喜久夫
〃	〃　寺泊町軽井76番地	小　黒　義　明
〃	〃　寺泊夏戸3565番地	竹　内　正　彦
〃	〃　東保内841番地	小　林　　豊
〃	〃　寺泊志戸橋898番地	足　立　久　尚
〃	〃　寺泊敦ヶ曽根1072番地	近　藤　　博

〃　〃　島崎2855番地　小越睦雄
〃　〃　島崎681番地の２　早川久
〃　〃　荒巻751番地　阿部勝栄
〃　〃　寺泊大地496番地　山田稔
監事　〃　和島北野790番地　池田弥
〃　〃　寺泊硲田30番地　金子進
〃　〃　寺泊年友2391番地　遠藤正司
就任年月日　平成28年７月18日

２　退任
理事　長岡市城之丘1170番地　関本猛（理事長）
〃　〃　寺泊年友2426番地　早川礼男
〃　〃　寺泊敦ヶ曽根806番地　原田佐太夫
〃　〃　島崎4904番地５　本間操
〃　〃　寺泊郷本355番地１　笠原正信
〃　〃　寺泊大地496番地　山田稔
〃　〃　寺泊五分一347番地　金子厂
〃　〃　寺泊京ヶ入89番地　小黒耕一郎
〃　〃　島崎394番地１　早川清三郎
〃　〃　上桐2018番地　小川文夫
〃　〃　両高1462番地　小林博
〃　〃　寺泊竹森2490番地　宮田康男
〃　〃　寺泊鰐口102番地　早川正志
〃　〃　寺泊当新田1674番地　佐藤潔
監事　〃　荒巻751番地　阿部勝栄
〃　〃　寺泊硲田30番地　金子進
〃　〃　寺泊夏戸3565番地　竹内正彦
退任年月日　平成28年７月17日

◎新潟県告示第837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の越路原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年７月29日

新潟県長岡地域振興局長

１　就任
理事　長岡市沢下条丙112番地３　田中藤雄（理事長）
〃　〃　東谷3187番地　木曽健太郎
〃　〃　飯塚1212番地　平石博
〃　〃　東谷1152番地　内山悦郎
〃　〃　岩田1486番地　嘉瀬重一
〃　〃　飯塚2188番地３　田中豊
〃　〃　朝日19番地２　松井聖一
〃　小千谷市片貝町6759番地２　安達高
監事　長岡市飯塚1319番地乙　小林勇一郎
〃　小千谷市片貝町10206番地　木曽勘次
就任年月日　平成28年６月29日

２　退任
理事　長岡市東谷3320番地　木曽寿人（理事長）
〃　〃　沢下条丙112番地３　田中藤雄

〃　〃　東谷3187番地　木　曽　健太郎
〃　〃　不動沢1496番地７　酒　井　忠　夫
〃　〃　飯塚1212番地　平　石　　博
〃　〃　飯塚711番地　田　中　眞　一
〃　〃　来迎寺甲1190番地　丸　山　行　雄
〃　小千谷市片貝町3788番地２　安　達　　信
監事　長岡市東谷3137番地　高　橋　　敬
〃　〃　飯塚1319番地乙　小　林　勇一郎
退任年月日　平成28年６月28日

◎新潟県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、十日町市の川西土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年７月29日

新潟県十日町地域振興局長

１　就任

理事　十日町市仁田3444番地　田　中　茂　夫（理事長）
〃　〃　上野甲1342番地１　今　井　徳太郎
〃　〃　水口沢1324番地　小野塚　高　志
〃　〃　伊勢平治18番地１　星　名　敏　雄
〃　〃　水口沢176番地　野　上　正　平
〃　〃　上野甲2943番地10　上　村　正　昭
〃　〃　野口447番地１　星　名　晴　一
〃　〃　鶴吉154番地２　田　村　允　伸
〃　〃　新町新田566番地　水　品　成　良
〃　〃　仁田2374番地　藤　原　直　幸
監事　〃　木落584番地　田　口　隆　治
〃　〃　沖立2196番地　星　名　善　彦
〃　〃　下平新田508番地１　清　水　利　一
就任年月日　平成28年７月18日

２　退任

理事　十日町市仁田3444番地　田　中　茂　夫（理事長）
〃　〃　上野甲1342番地１　今　井　徳太郎
〃　〃　仁田2619番地　野　澤　惣太郎
〃　〃　水口沢176番地　野　上　正　平
〃　〃　坪山361番地５　髙　橋　雅　雄
〃　〃　伊勢平治18番地１　星　名　敏　雄
〃　〃　新町新田603番地１　渡　貫　利　夫
〃　〃　水口沢1324番地　小野塚　高　志
〃　〃　上野甲2943番地10　上　村　正　昭
〃　〃　野口447番地１　星　名　晴　一
監事　〃　木落584番地　田　口　隆　治
〃　〃　三領32番地　水　品　幸　一
〃　〃　沖立2196番地　星　名　善　彦
退任年月日　平成28年７月17日

◎新潟県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、胎内市の一部を受益地域とする県営築地地区区画整理（担い手育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年７月29日

新潟県新発田地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成28年８月１日から平成28年８月29日まで

３　縦覧に供する場所

胎内市役所

４　その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第840号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　　裕　彦

１　調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 葛巻町、葛巻一丁目、仁嘉町、加坪川町の各一部
田上町	田上町の地籍図及び地籍簿 大字曽根新田の一部

２　認証年月日

平成28年７月21日

◎新潟県告示第841号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　基本測量（地理識別子整備業務）

２　作業期間　平成28年８月30日から平成29年３月24日まで

３　作業地域　上越市

◎新潟県告示第842号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、新潟県（新潟地域振

興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　作業種類　公共測量（経営体育成基盤整備事業　小吉地区　確定測量）

２　作業期間　平成28年７月19日から平成29年３月７日まで

３　作業地域　新潟市西蒲区小吉ほか地内

◎新潟県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　新発田津川線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
新発田市中々山字姥ケ渕359番１から 同市上赤谷字加治ノ下5721番４まで	新	(A)7.6～48.0メートル	1,641.1メートル
新発田市中々山字姥ケ渕359番１から 同市上赤谷字菅生野2305番２まで		(B)11.0～60.0メートル	1,531.0メートル
新発田市中々山字姥ケ渕359番１から 同市上赤谷字加治ノ下5721番４まで	旧	(A)7.6～48.0メートル	1,641.1メートル
新発田市中々山字姥ケ渕359番１から 同市上赤谷字加治ノ下5725番３まで		(B)11.0～60.0メートル	1,609.0メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第844号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上谷地(1)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上谷地(2)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上谷地(3)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦山沢一地区	三条市上谷地、蝶名林、中浦	次の図のとおり	土石流
浦山沢二地区	三条市上谷地、蝶名林	次の図のとおり	土石流
外屋敷地区	三条市蝶名林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蝶名林(1)地区	三条市蝶名林、上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入中浦(2)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入中浦(3)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦中地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(1)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(2)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(3)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(4)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平沢地区	三条市中浦	次の図のとおり	土石流
十二ヶ沢地区	三条市中浦	次の図のとおり	土石流
中浦二地区	三条市中浦	次の図のとおり	土石流
中浦三地区	三条市中浦	次の図のとおり	土石流
中浦四地区	三条市中浦	次の図のとおり	土石流
中浦五地区	三条市中浦	次の図のとおり	土石流
楢山(1)地区	三条市花渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
楢山(2)地区	三条市楢山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

大積善間町(1)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(2)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(3)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(4)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(5)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

３　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
万福地区	上越市清里区東戸野	次の図のとおり	地すべり
岩山地区	上越市清里区東戸野	次の図のとおり	地すべり
大抜地区	上越市清里区東戸野	次の図のとおり	地すべり
東戸野地区	上越市清里区東戸野	次の図のとおり	地すべり
馬屋地区	上越市清里区馬屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鈴倉地区	上越市清里区鈴倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鈴倉川地区	上越市清里区鈴倉	次の図のとおり	土石流
鈴倉地区	上越市清里区鈴倉	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第845号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上谷地(1)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上谷地(2)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上谷地(3)地区	三条市上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外屋敷地区	三条市蝶名林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蝶名林(1)地区	三条市蝶名林、上谷地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入中浦(2)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入中浦(3)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦中地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(1)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(2)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(3)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦(4)地区	三条市中浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浦三地区	三条市中浦	次の図のとおり	土石流
楢山(1)地区	三条市花渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

２　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大積善間町(1)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(2)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(3)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(4)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積善間町(5)地区	長岡市大積善間町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

３　上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

馬屋地区	上越市清里区馬屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鈴倉地区	上越市清里区鈴倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

特定調達契約の落札者等について（公示）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　調達件名及び数量
　新潟県給与システム運用管理業務委託　一式
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　新潟県総務管理部情報政策課
　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
３　落札者決定日
　平成28年７月22日
４　落札者の氏名及び住所
　株式会社アイシーエス
　岩手県盛岡市松尾町17番８号
５　落札金額
　327,456,000円
６　契約の相手方を決定した手続
　総合評価一般競争入札
７　入札公告日
　平成28年４月22日
８　落札方法
　技術点及び価格点の和が最高の者

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　リップス愛宕
　所在地　長岡市 東栄土地区画整理事業地内26街区
２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　(1) 大規模小売店舗を設置する者
　・氏名又は名称　高野不動産株式会社
　　法人代表者氏名　代表取締役　平澤　清二
　　住所　長岡市柏町１丁目４番33号
　・ほか２者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
・氏名又は名称　北信越ジョーシン株式会社
法人代表者氏名　代表取締役　山本　英寿
住所　大阪府大阪市浪速区日本橋西１丁目６番５号
・ほか２者

３　大規模小売店舗の新設をする日
平成29年３月16日

４　大規模小売店舗の店舗面積の合計
計　5,368平方メートル

５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計255台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計134台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・面積　計162平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・面積　計37立方メートル

６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・北信越ジョーシン株式会社及び未定１者
午前９時から午後10時
・大黒天物産株式会社
24時間
(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
24時間
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
・出入口の数　２箇所
・位置　届出書に添付された図面のとおり
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設１及び３
午前８時から午後９時
・荷さばき施設２
午前６時から午後９時

７　届出年月日
平成28年７月15日

８　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

９　縦覧期間
平成28年７月29日から平成28年11月29日まで

10　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ウオロク村上店

所在地　村上市仲間町字坂下540番地４　外

設置者　株式会社ウオロク

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者

（変更前）株式会社ウオロク　代表取締役　葛見　久則

（変更後）株式会社ウオロク　代表取締役　本多　伸一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

（変更前）株式会社ウオロク　代表取締役　葛見　久則

（変更後）株式会社ウオロク　代表取締役　本多　伸一

３　変更年月日

平成28年６月27日

４　変更の理由

大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者の代表者を変更したため。

５　届出年月日

平成28年７月15日

６　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、村上市商工観光課及び所在地を管轄する支所でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

平成28年７月29日から平成28年11月29日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年７月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ウオロク村上店

所在地　村上市仲間町字坂下540番地４外

設置者　株式会社ウオロク

２　変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）駐車場１　出入口の数　２箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

駐車場２　出入口の数　１箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

（変更後）駐車場１　出入口の数　５箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり
駐車場２　出入口の数　１箇所
位置　届出書に添付された図面のとおり

３　変更年月日
平成28年７月16日
４　変更の理由
隣接地の駐車場と一体化を図ることにより、地域住民へのサービス向上を図るため。
５　届出年月日
平成28年７月15日
６　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
平成28年７月29日から平成28年11月29日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定により、魚沼都市計画下水道の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年７月29日
新　潟　県
代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

１　公聴会の日時
平成28年８月29日（月）午後７時から
２　公聴会の開催場所
魚沼市小出島1240－２
小出ボランティアセンター　多目的室
３　事案の概要
魚野川竜光地区改修（芋川築堤）事業に伴い、堀之内１号幹線のルートを一部変更するもの。
４　素案の縦覧
新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課において、８月９日（火）まで縦覧に供する。
５　公聴会に出席して意見を述べることができる者
魚沼市の住民及び本都市計画に利害のある人
６　公述申出の方法
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を、公述申出先へ提出することにより申出を行う。
７　公述申出期限
平成28年８月９日（火)(必着のこと。)
８　公述申出先及び問合せ先
新潟市中央区新光町４番地１（〒950－8570）
新潟県土木部都市局下水道課
電話　025－280－5436
９　公述人の決定
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
10　費用負担
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
11　公聴会の傍聴
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室する

こと。

なお、会場への入室は、午後６時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12　公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、成人用人工呼吸器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年７月29日

新潟県立柿崎病院長　藤森　勝也

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

成人用人工呼吸器　　１式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年10月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第６条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　949－3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地１

新潟県立柿崎病院経営課

電話番号　025－536－3131　内線113

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年８月５日（金）午後４時00分

４　入札、開札の日時及び場所

平成28年８月９日（火）午前11時00分

新潟県立柿崎病院　リハビリ室３

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税を加算した額の100分の５に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者である場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第９号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年７月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第４（第43条関係）
２　（略）
<table>
<tr><th colspan="2">テレビジョン放送</th><th colspan="2">ラジオ放送</th></tr>
<tr><th>基幹放送事業者名</th><th>回数</th><th>基幹放送事業者名</th><th>回数</th></tr>
<tr><td>株式会社新潟総合テレビ</td><td>1</td><td>株式会社新潟放送</td><td>1</td></tr>
<tr><td>株式会社テレビ新潟放送網</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社新潟テレビ二十一</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第４（第43条関係）
２　（略）
<table>
<tr><th colspan="2">テレビジョン放送</th><th colspan="2">ラジオ放送</th></tr>
<tr><th>基幹放送事業者名</th><th>回数</th><th>基幹放送事業者名</th><th>回数</th></tr>
<tr><td>株式会社新潟放送</td><td>1</td><td>株式会社新潟放送</td><td>1</td></tr>
<tr><td>株式会社新潟総合テレビ</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>株式会社テレビ新潟放送網</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年７月29日

新潟県教育委員会

教育長　池　田　幸　博

新潟県教育委員会規則第10号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
（名称、位置及び所管区域）
第11条　教育事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>新潟県教育庁下越教育事務所</td><td>新発田市</td><td>（略）</td></tr>
</table>
２　（略）

（分掌事務）
第13条　（略）
２　（略）
３　下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
(2) 施設及び設備等の維持管理に関する事項
(3) 渉外広報に関する事項
(4) 叙位、叙勲、褒章及び教育功労者その他の表彰に関する事項
(5) 教育に関する調査及び統計に関する事項
(6) 市町村教育委員会の連絡指導に関する事項
(7) 教職員住宅に関する事項
(8) 市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の給与、旅費及び児童手当に関する事項
(9) 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する事項
(10) 公立学校共済組合に関する事項
(11) 教職員互助会に関する事項
(12) 他課の所管に属しない事項
学校支援第１課～社会教育課　（略）
</td><td>
（名称、位置及び所管区域）
第11条　教育事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>新潟県教育庁下越教育事務所</td><td>新潟市</td><td>（略）</td></tr>
</table>
２　（略）

（分掌事務）
第13条　（略）
２　（略）
３　下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課
第１項に規定する総務課の分掌事務

学校支援第１課～社会教育課　（略）
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、平成28年８月８日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第85号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成28年７月29日

新潟県公安委員会

委員長　　小　熊　　廸　義

１　講習に係る警備業務の区分

法第２条第１項第１号に規定する警備業務に係る講習（以下「１号警備業務」という。）

２　実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成28年８月30日（火）から平成28年９月８日（木）までの８日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地２

技術士センタービルⅠ

３　受講定員

30人

４　受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近５年間に１号警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第４条に規定する２級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上受講警備業務に従事している者

５　受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア　受付期間

平成28年８月９日（火）から平成28年８月10日（水）までの各日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号　025－283－8880

に申し込むこと。

ウ　留意事項

(ｱ) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(ｲ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ｳ) １件の電話での申込みは、１人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア　受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦３センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）１通に必要事項を記入し、４に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添

えて提出すること。

(ｱ) ４(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(ｲ) ４(2)に該当する者

１級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ｳ) ４(3)に該当する者

２級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(ｴ) ４(4)に該当する者

旧１級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(ｵ) ４(5)に該当する者

旧２級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ　提出期間

平成28年８月22日（月）から平成28年８月23日（火）までの各日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。)

ウ　提出先

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ　提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア　金額

47,000円

イ　納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6　講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7　本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号　025－285－0110（代表）